

第4章 おわりに

第1節 基礎研究会の総括

1-1 見直し作業の経緯

普通課程における訓練基準の分野別見直しについて基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。今回の訓練基準見直し分野は平成24年度以降、4年ぶりとなるものであるが、改めて見直すことで新たに気付く見直し箇所も多かった。今回の見直し対象科は1分野7系27科である。その中には、実施科がない又は全国に1科～2科しかない科も多い。建築・土木分野の訓練科では、第3章1-1にも記載したとおりの情勢であり、今までの仕事の仕方（元請け、下請け、親方）と高齢化の進展・若年労働者の入職減少から、人材不足が蔓延化しており、賃金水準・社会保険等の労働条件等の大幅な見直しによる人材確保が進められつつある。さらに、生産性向上のために現場での加工から工場加工生産・現場組立に移行し、労働者の技能の差をなくすような生産システム化が構築されている。

公共校対象の厚労省アンケートでは、雇用に結びつけるための資格から教科内容への要望が多く挙がっていた。それに対し、民間の認定校へのアンケートでは、訓練生が事業主から派遣されている従業員でもあることもあり、指導者等への要望も挙がっていた。教える人材も少なくなっており、指導員不足を訴えるものも見られた。ヒアリング調査では、直に若年者層の就業活動、企業における人材確保への対応を確認することができ、アンケート調査結果とは異なり率直な意見・要望や訓練の現状を聴取することができた。

基礎研究会の委員については、認定校から3名、公共校の職業訓練指導員3名、職業大教員3名、現場代表兼職業訓練指導員1名にお願いした。基礎研究会で取りまとめた見直し案については訓練基準の改正に資する参考資料として厚労省に提出した。

1-2 訓練基準の運用と課題

別表第二は、普通課程が実施すべき最低限の教科と大括くりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを普通課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目である。教科の細目では教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では標準的な教室、実習場の大きさ等や具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では照査の範囲等を詳細に示している。各職業能力開発施設等では、この教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目を参考にしてカリキュラムを作成し訓練を実施している。基盤整備センターのホームページでは、教科の細目に基づく「モデル（標準）カリキュラム」を掲載している。一方、各職業能力開発施設等で実施しているカ

リキュラムを公開していくことも重要と考え、昨年同様に 3-2 「訓練科の紹介」にて事例として紹介したので、是非参考にさせていただきたい。別表第二の訓練基準を改正するにあたっては、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に関連する十分な調査と議論が重要である。また、訓練基準の見直しに係るアンケートの中で、「認定教科書や技能照査の標準問題集が改訂されていない。」等の要望も多かったため、これらについては以下の(1)、(2)で述べることとする。

(1) 技能照査について

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格(技能士補)すると技能検定試験の学科が免除される点大きい。特に認定校では、技能照査→技能検定2級→技能検定1級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合が多い。一方、技能照査は「技能検定の学科免除のために実施する。」と思われている部分もある。しかし、技能照査は以下に示す職業能力開発促進法第21条及び同法施行規則第9条に規定されているように「教科の科目について習得すべき技能又は知識の水準に達しているか否か」を判定するものであり、技能検定の学科免除が目的ではない。また、すべての訓練科に対応した技能検定職種があるわけではない。

○職業能力開発促進法 第21条

(技能照査)

公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)を受ける者に対して、**技能及びこれに関する知識の照査**(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならない。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○職業能力開発促進法施行規則 第29条

(技能照査の基準)

技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の**高度職業訓練**を受ける者に対して、**それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。**

参考までに実施要領(平成10年度局長通達)を示す。

○対象者(抜粋)

対象者は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者であって、訓練終了時まで、訓練を行うものが定める当該訓練の教科ごとの訓練時間の80%以上を受講できる見込みがあり、かつ、当該訓練の総時間の80%以上を受講できる見込みがある者であること。

○照査の範囲(抜粋)

「技能照査の基準の細目」に掲げられた全項目にわたり、各項目に示された技能又は知識の水準に達しているか否かを判定しうる内容のものとする。ただし、実技試験については実施しなくてもやむを得ないが、この場合にもできる限り多くの項目を包含するよう配慮するものとする。

表4-1 訓練科に対応した技能検定職種（今年度の見直し対象分野）

訓練系	科 No.	訓練科名	検定職種番号	学科が免除される技能検定職種
建築施工系	75	木造建築科	038	建築大工
			102	サッシ施工
			136	バルコニー施工
	76	枠組壁建築科	117	枠組壁建築
	77	とび科	048	とび
	78	鉄筋コンクリート施工科	074	型枠施工
			047	鉄筋施工
			157	コンクリート圧送施工
	79	プレハブ建築科	008	鉄工
			038	建築大工
117			枠組壁建築	
136			バルコニー施工	
80	建築設計科		—（2011年廃止の職種「建築図面製作」）	
建築外装系	81	屋根施工科	039	かわらぶき
	82	スレート施工科		—（2009年廃止の職種「スレート施工」）
	83	建築板金科	122	建築板金
	84	防水施工科	086	防水施工
	85	サッシ・ガラス施工科	158	カーテンウォール施工
			102	サッシ施工
136			バルコニー施工	
050	ガラス施工			
建築内装系	86	畳科	045	畳製作
	87	インテリア・サービス科	152	内装仕上げ施工
			059	表装
	88	床仕上げ施工科	152	内装仕上げ施工
89	表具科	059	表装	
建築仕上系	90	左官・タイル施工科	041	左官
			044	タイル張り
	91	築炉科	042	築炉，（2012年廃止の職種「れんが積み」）
	92	ブロック施工科	043	ブロック建築，（2012年廃止の職種「れんが積み」）
			109	エーエルシーパネル施工
93	熱絶縁施工科		熱絶縁施工	
設備施工系	94	冷凍空調設備科	069	冷凍空調調和機器施工
	95	配管科	046	配管，（2007年廃止の職種「浴槽設備施工」）
	96	住宅設備機器科	046	配管，（2007年廃止の職種「浴槽設備施工」）
土木系	97	さく井科	121	さく井
			131	ウェルポイント施工
	98	土木施工科	131	ウェルポイント施工
設備管理・ 運転系	100	ビル管理科		—
				—
	101	ボイラー運転科		—

※技能士補として免除される技能検定は該当職種の2級

「—」は免除される技能検定職種がない

□ のヶ所は設置科の数がゼロ(0)

技能照査の目的は、1-2-(1)で述べたように習得すべき技能又は知識の水準に達しているか否かを判定するものである。技能検定受検に係る技能士補のメリットは、すべての訓練科には対応していない。情報処理系等にはもともと検定職種がない。また、かつては実施されていた検定職種も受検者数の減少により、毎年の実施から隔年の実施さらに廃止へと移る職種と新たに実施する職種と時代の変化に伴って見直し

をすることになっている。平成21年1月『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」に沿って、受検者数の少ない職種においては、順次見直しの対象となり、休止や廃止になっている。例えば、平成27年度には複写機組立て職種が廃止となっており、同時に判定がされた製版職種は休止となっている。現在、127の技能検定職種（うち15職種は民間の指定試験機関実施）がある。

表4-1は、今年度の見直し対象訓練科及び技能照査に合格することで技能検定の学科が免除される検定職種である。設置科が多い木造建築科の修了後の技能検定の学科免除される職種としては、一番求められている建築大工職種の他にサッシ施工職種、バルコニー施工職種がある。他の訓練科においても、必ずしも技能検定の免除職種があるわけでもないが、免除職種がある訓練科ではサッシ・ガラス施工科のようにサッシ施工、ガラス施工職種だけでなく併せて4つの職種の資格取得が可能なものもある。

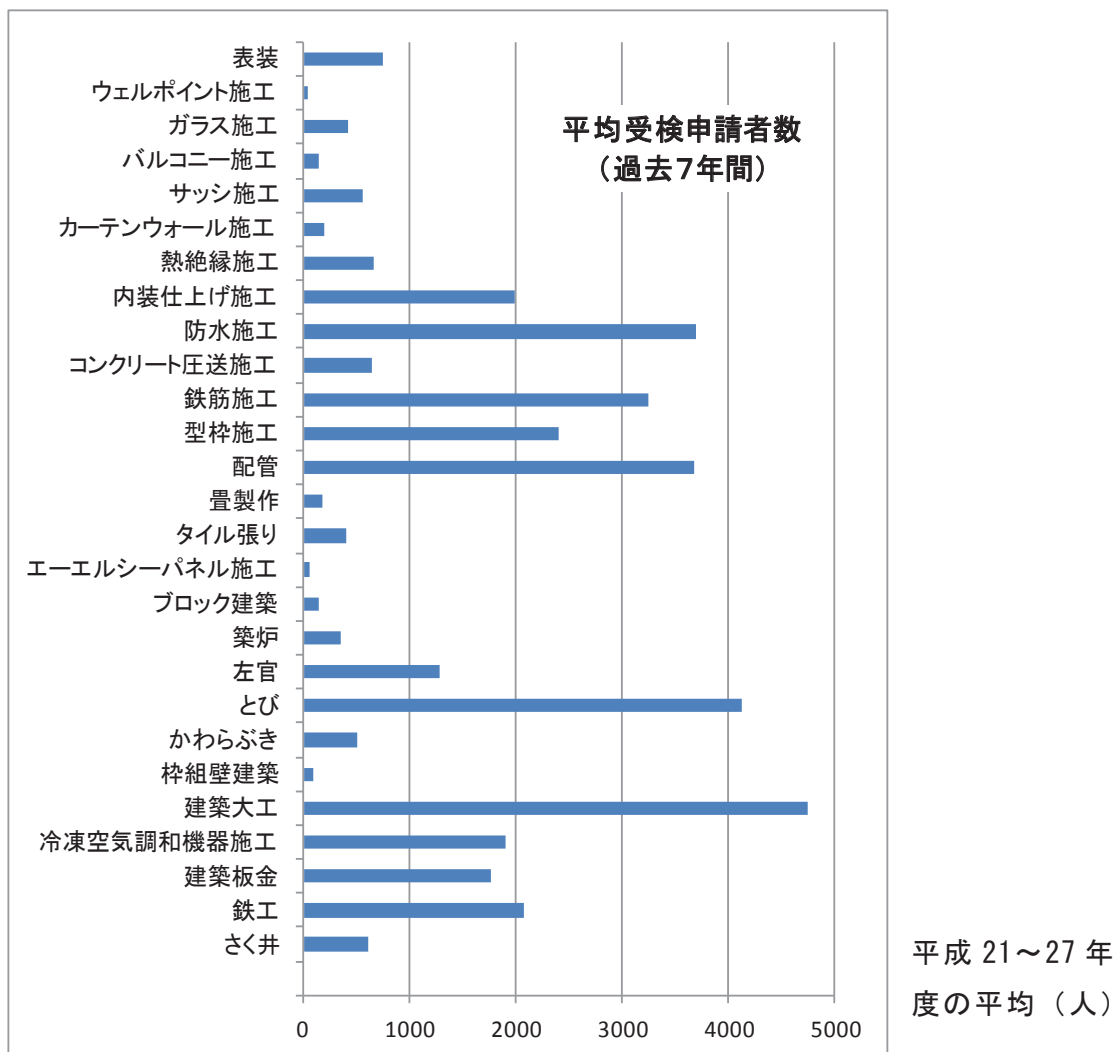


図4-1 対象科に関連した検定職種の受検（申請）者数

図4-1は今年度の見直し対象科に関連する検定職種の過去7年間の平均受検者数

である。今年度の見直し対象科に関連する技能検定として、受検者数の平均が100人に満たない枠組壁建築職種、エーエルシーパネル施工職種及びウェルポイント施工職種があり、これらは隔年実施の職種となっている。また、内装仕上げ職種（カーペット系床仕上げ作業、カーテン工事作業）、表装職種（表具作業）、防水施工職種（セメント系防水作業）は現在休止の職種の作業であり、その職種内で実施している検定の作業は次のとおりである。

内装仕上げ施工職種ではプラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード系仕上げ工事作業が実施されており、表装職種では壁装作業が実施、防水施工職種ではアスファルト防水作業やウレタンゴム系塗膜防水作業の他に、他のゴム系作業等が実施されている。

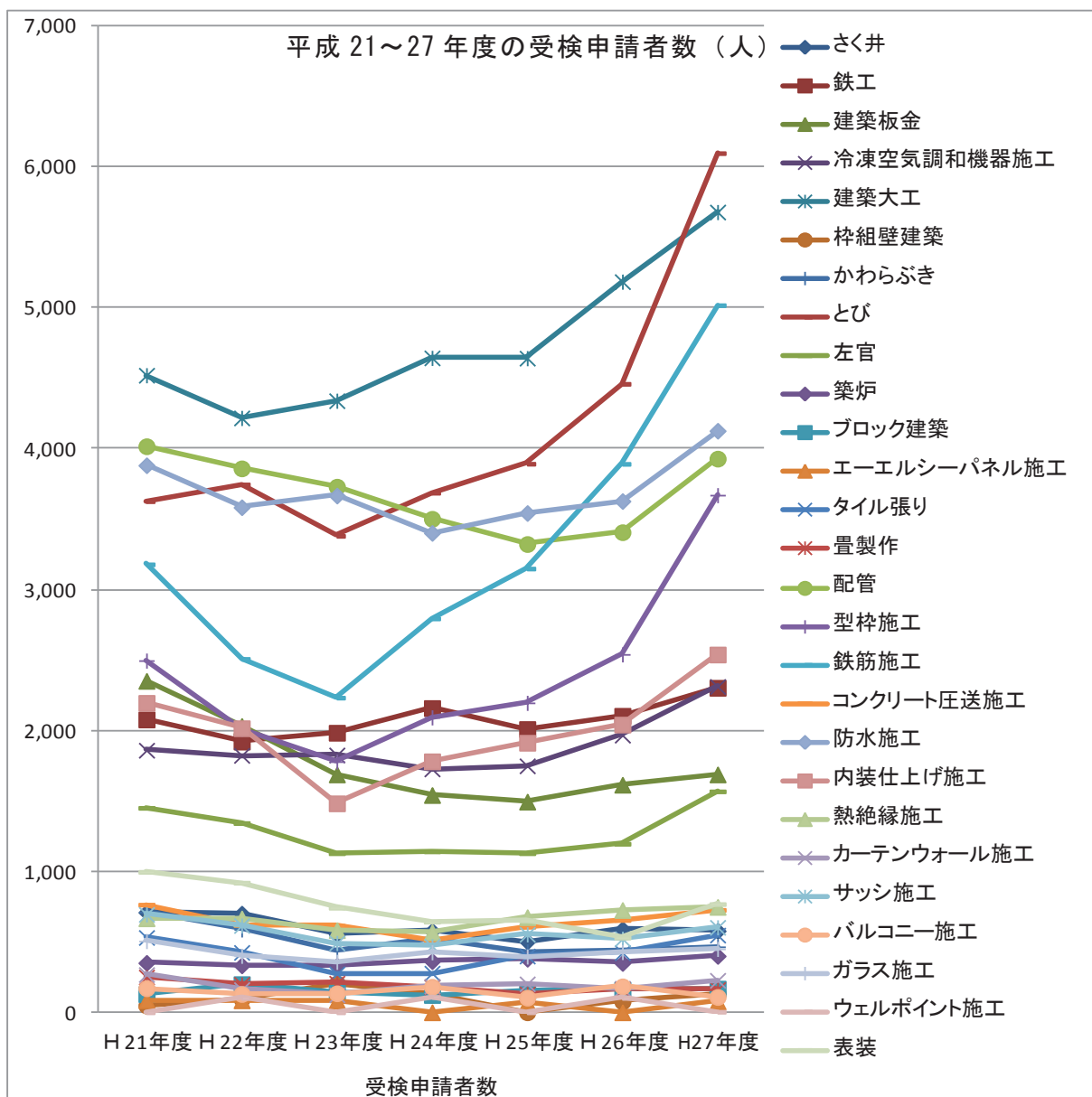


図4-2 建築・土木分野の訓練科に関連する技能検定受検者数の推移

建築・土木系に求められる震災復興、老朽化改善対策や観光立国に向けてのホテル等の建築ラッシュにより蔓延化した人材不足を補うため、建設業の人材確保政策や業界の労働条件の見直し等により、人材育成に向けた取組が顕著となってきており、落ち込んでいた技能検定受検者数も建設・建築系の動きに対応して、関連する職種で受検者数が拡大傾向にある。人材育成になくてはならない国家資格としての存在が見られる。**図4-2**は関係する職種の平成21年から平成27年の受検者数の推移である。

厚労省としては、前述の『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」により年間平均受検者数が一定の基準(100人)に満たない職種については、関係団体や国民からの意見等を集約し社会的便益の評価を行った上で、統廃合等を含めた方向性を議論していく一方、技能検定に準じた社内検定認定制度(**表4-2参照**)を設け推奨もしている。平成28年4月1日現在、47事業主等126職種が認定されている。

近年では、技能検定が廃止されたため、それに代わる社内検定制度として、株式会社そごう・西武のデパート「販売職」、トランスミッション変速機メーカーのジヤトコ株式会社の「自動変速機組立」、四国タオル工業組合の「タオル製造」がある。この他、自動車メーカー各社における社内検定や、スーパーイオンの「鮮魚販売加工」の他、和装の「着付指導」、ペットの「トリマー指導」、化粧品メーカーの「ビューティカウンセラー」等の社内検定が認定されている。

表4-2 社内検定認定制度

- ・労働者の職業能力の向上及び合格者に対する社会的評価の向上に資すること等を目的とし、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度である。
- ・ただし、技能検定と競合する職種、英語検定等一般教養を対象として実施される職種、その他人事管理のために選別することのみを目的として実施される検定については除外する。

(2) 職業訓練用教科書等について

職業訓練で使用する教科書のうち厚労省が管轄する「職業訓練用認定教科書制度」によって認定された教科書を認定教科書という。文部科学省の「教科書制度」では、検定済みの教科書を必ず使用しなければならないが、「職業訓練認定教科書制度」は努力義務である。すなわち、職業能力開発促進法では「公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。」としている。「努めなければならない。」とは、多数の職種への対応、急速な技術革新への対応等には、広く世に流通している専門書等図書を活用を推し進める必要があるといえる。いわゆる弾力運用の結果である。例

えば、情報系の教科書等は日々発売される新刊図書が活用されている。

基盤整備センターが編集している認定教科書は、廃版になったものを含めこれまで118冊が出版されている。その内訳を表4-3に示す。基盤整備センターでは、これらの認定教科書について改定等の作業を行っている。具体的には、過去に発行した教科書で、発行部数が多いものを対象に年4冊ずつ見直しを行って改定版を発行している。しかし、発売部数が極端に少ない教科書等については、見直しの優先度が低くなっている。アンケートやヒアリングを実施すると「認定教科書の内容が古く、改定してほしい。」との要望が多く寄せられる。しかし、訓練基準の見直しが4年に一回行われるのに対し、認定教科書の改定は年に4冊と少なく、10～15年サイクルの見直しとなっている。そのため、教科の訓練基準（細目）が大幅に変更となった場合は、現場において配付プリント等で対応する必要に迫られている。

認定教科書の改定は、訓練で使われるだけでなく技能照査や職業訓練指導員試験の試験問題を作成する際にも関連してくる。理想的には訓練基準の改正に連動して認定教科書の改定等が行われるべきであるが表4-4に示すように追いついていないのが現状である。今後も販売数と改定希望が多い認定教科書を優先に改定していくことになる。一方、改定を待つのではなく、団体等が独自に教科書を作成し認定を受ける取組も必要となる。

なお、認定教科書の改定にあたっては、基盤整備センターが厚労省に改定に係る申請とそれに基づいた改定作業を行い、出版委託先から改定版を発売することとしている。著作権等は高齢・障害・求職者雇用支援機構に帰属する。

表4-3 教科書の改定

区 分	冊 数
改定対象	47冊
改定待ち	40冊
廃版対象	31冊
合計	118冊

表4-4 認定教科書の改定状況（H21～27）

年度	教科書名	出版社	改定承認日
H21	建築概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.8
	建築塗装法	(一社)雇用問題研究会	H22.2
	電子測定法及び試験法	(一社)雇用問題研究会	
	デザイン概論	(一社)雇用問題研究会	
H22	建築生産概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23.2
	製図の基礎	(一財)職業訓練教材研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	材料力学	(一社)雇用問題研究会	
H23	送配電及び配線設計	(一社)雇用問題研究会	H24.2

	電気工事	(一社)雇用問題研究会	
	電気関係法規	(一社)雇用問題研究会	
	溶接法 (旧 溶接 I)	㈱旺文社	
H24	電気工学概論	(一社)雇用問題研究会	H26.1
	電気工事实技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	建築Ⅳ	(一財)職業訓練教材研究会	
	板金工作法及びプレス加工法	(一財)職業訓練教材研究会	
H25	建築Ⅲ	㈱旺文社	H26.12
	建築Ⅴ	㈱旺文社	
	機械製図[基礎編]	㈱旺文社	
	機械製図[応用編]	㈱旺文社	
H27 改 定 中	機械工学概論	(一社)雇用問題研究会	H29.3 (予定)
	機械材料	(一社)雇用問題研究会	
	電気製図	(一社)雇用問題研究会	
	電気機器	(一社)雇用問題研究会	
H28 改定 作業 中	電気理論	(一社)雇用問題研究会	H 2 9 (予定)
	電気材料	(一社)雇用問題研究会	
	機械工作法	(一社)雇用問題研究会	
	木造建築実技教科書	(一社)雇用問題研究会	

H26 については、都合により改定作業を行っていない。

1-3 建築分野における資格取得に係る要件と訓練基準

建築分野における資格については、**2-5 建築関連科の資格**にて記載したが、建築士については、公益財団法人 建築技術教育普及センターにおいて「二級・木造建築士試験 各学校等・課程別の指定科目一覧」として掲載されており、申請のあった訓練施設においては認定により受験資格に係る実務経験年数の短縮等が認められている。

(1) 技能検定と建築士等の受験(検)年数

技能検定 2 級の受検と建築士及び建築施工管理士の受験についての最短の年数を **図 4-3**～**図 4-5**で示す。木造建築科を例として示すが、職種によって異なる。

ただし、二級建築施工管理技術検定は、技能検定 2 級の合格が前提である。また、二級建築施工管理技術検定には建築、躯体、仕上げの 3 種の区分けがある。

建築士受験に係る建築実務の経験年数は、訓練教科及び訓練時間に応じて異なる。

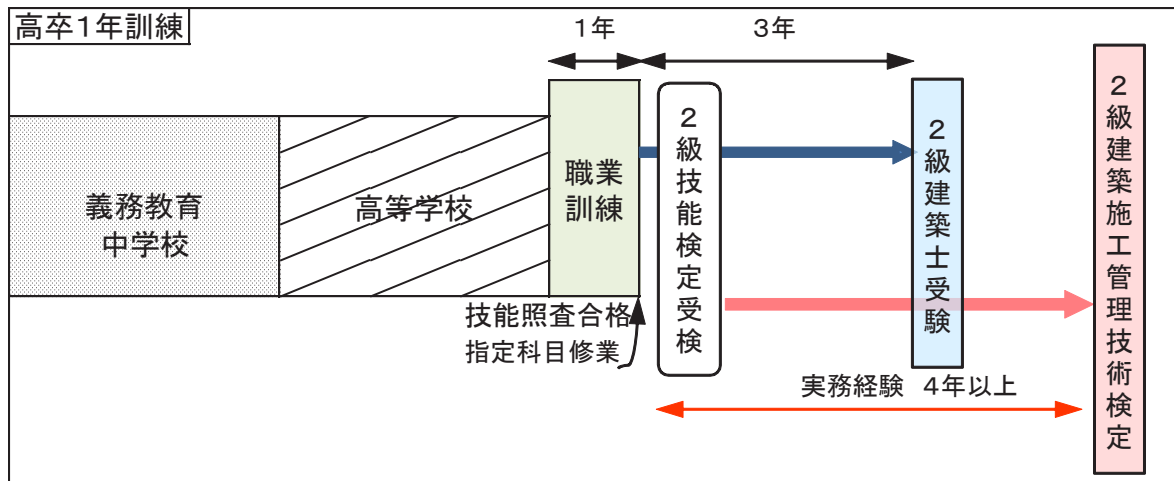


図4-3 高卒1年訓練の場合

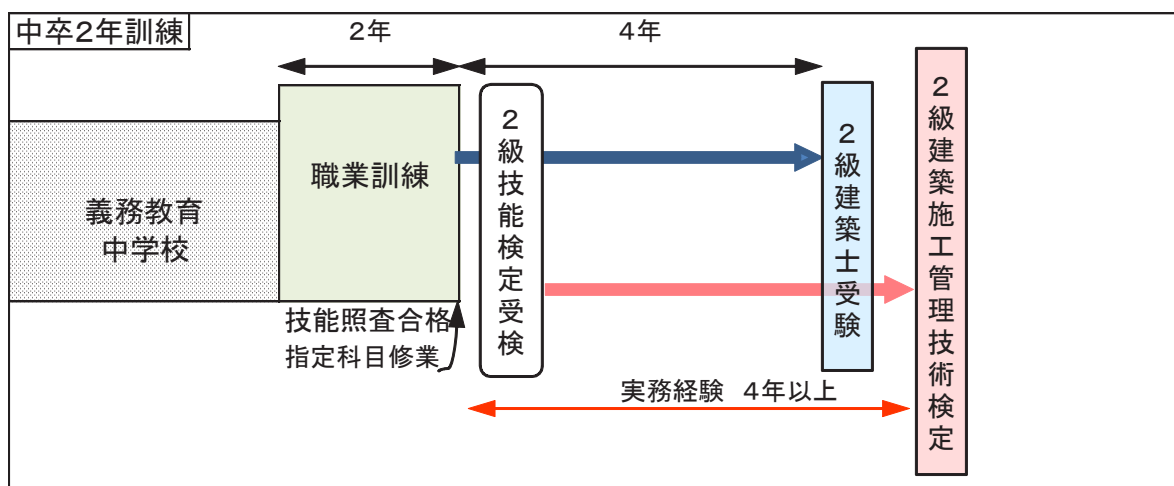


図4-4 中卒2年訓練の場合

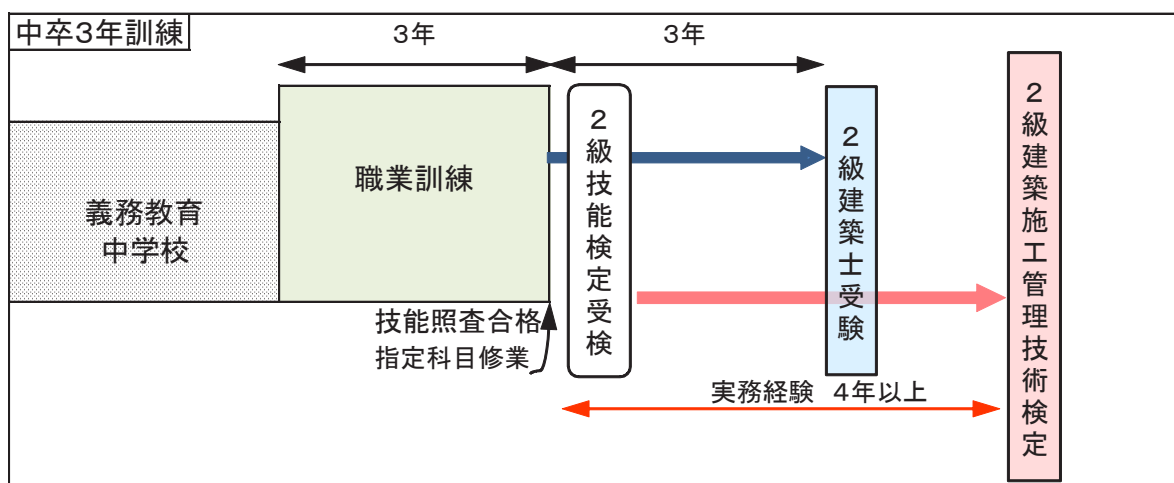


図4-5 中卒3年訓練の場合

図4-6で必要な指定科目の単位数と建築実務の経験年数を表す。また、図4-7で具体的な指定科目と一例として木造建築科の高卒2年単位数の例を示す。認定科目単位数20単位を捉えての例であるので、高卒1年又は2年の修業期間及び中卒3年の修業期間のコースについてである。建築施工系木造建築科の訓練基準範囲での事例を示すが、既に申請して認可を受けた施設でも行ったことであるが、当該訓練科の訓練基準以外の訓練教科、時間数分を加えての申請となることをご了承いただきたい。特に、訓練基準以外の訓練教科がどの項目に当てはまるかは申請の際に建築技術教育普及センターとの協議を行う必要がある。

学校等別、必要な指定科目の単位数と建築実務の経験年数(平成21年度以降の入学者に適用)				
学校等			指定科目の単位数	建築実務の経験年数
大学、短期大学、高等専門学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校			40	0年
			30	卒業後1年以上
			20	卒業後2年以上
高等学校、中等教育学校			20	卒業後3年以上
			15	卒業後4年以上
専修学校	高等学校卒	修業2年以上	40	0年
			30	卒業後1年以上
			20	卒業後2年以上
	中学校卒	修業1年以上	20	卒業後3年以上
			15	卒業後4年以上
				10
職業訓練校等	高等学校卒	修業3年以上	30	卒業後1年以上
			20	卒業後2年以上
				20
	中学校卒	修業3年以上	20	卒業後3年以上
			15	卒業後4年以上
				10

指定科目確認審査基準 平成24年4月5日変更 (建築士試験指定科目確認審査委員会 案作成)

単位制をとっていない課程については、次の基準により授業時間を単位数に換算するものとする。

①高等学校卒業を入学要件とする学校等については、講義・演習は1単位を15単位時間として計算し、実験・実習・実技は1単位を30単位時間として計算する。

②高等学校、専修学校の高等課程及び職業訓練校等(中学校を卒業した後、入校した者に限る。)については、1単位を35単位時間として計算する。

③1単位時間については、各学校等がその学校等の設置基準に基づき定めたものとする。

④授業時間を単位数に換算するに当たって、少数点以下は切り捨てるものとする。

図4-6 必要な指定科目の単位数と建築実務の経験年数

指定科目	必要単位数	訓練基準に基づく建築士(2級・木造)の認定に係る例					
		木造建築科における基準範囲内での建築士(2級・木造)の認定例					
		該当教科目		訓練時間数		単位換算	
		学科	実習等	学科	実習等	学科	実習等
①建築設計製図	3単位	建築製図、規矩術、木質構造		70		4.6単位	
②建築計画	2単位	建築計画概論		40		4.0単位	
③建築環境工学		建築設備		20			
④建築設備		構造力学概論		30			
⑤構造力学	3単位	建築構造概論		60		7.3単位	
⑥建築一般構造		材料		20			
⑦建築材料		建築生産概論		20			1.3単位
⑧建築生産	1単位	関係法規		20		1.3単位	
⑨建築法規	1単位			280		18.5単位	
⑩その他 (b)	適宜	測量、安全衛生、工作法、木造建築施工法、他	機械操作基本実習、測量基本実習、器具使用法、工作実習、木造建築施工実習	110	420	7.3単位	12.0単位
(a)+(b)	20単位			810		37.8単位	
必要な実務経験年数	3年			7年 → 3年			

※学科は15単位時間で1単位、実技実習等は35単位時間で1単位

木造建築科

系基礎科目		専攻科目	
建築概論	10時間	木質構造	20時間
構造力学概論	30時間	材料	20時間
建築構造概論	60時間	規矩術	30時間
建築計画概論	40時間	工作法	30時間
建築生産概論	20時間	木造建築施工法	30時間
建築設備	20時間	仕様及び積算	20時間
測量	10時間		
建築製図	20時間		
関係法規	20時間		
安全衛生	20時間		
機械操作基本実習	90時間	器具使用法	50時間
測量基本実習	30時間	工作実習	100時間
安全衛生作業	30時間	木造建築施工実習	150時間

図4-7 木造建築科における指定科目の単位数と建築実務の経験年数

1-4 まとめ

別表第二（訓練基準）に基づく教科、設備、技能照査の各細目について調査研究を行い修正等が必要と思われる箇所について見直し提案を行った。

別表第二に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の中で時間数の増減や地域ニーズに沿った新たな教科を取り入れることができる。

別表第二の教科ごとの標準的な内容や時間数を表したものが「訓練基準の教科の細目」である。別表第二の訓練基準を改正する際の根拠となるものである。「教科の細目」は「技能照査の基準の細目」に反映されるため相互に見直す必要がある。

一方、別表第二の設備には「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」である。設備の細目は、標準として示したものではあるが補助金の算定等で使われる。このため見直し等に関する要望も多い。例えば、職業訓練指導員用のパーソナル・コンピュータ等を訓練生用の機械に追加してほしいとの要望がある。設備の細目は基本的には訓練生が使用する機械を表記しているので訓練生用30台＋職業訓練指導員用1台のような表記はできない。教室や実習場以外の視聴覚設備や図書室等も同様である。**表4-5**の職業能力開発関係法・通達集（Ⅲ）では、これらを「その他の設備」としている。

表4-5 普通課程の普通職業訓練における設備の細目

<p>第1 <u>訓練科ごとの設備</u></p> <p>2 <u>別表の設備の細目の欄のうち名称欄に掲げる製図室、測定実習場、試験機類については、公共職業能力開発施設においてこれらを必要とする訓練科が2以上ある場合は、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り、共通のものとして設置することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>別表の設備の細目の欄にパーソナルコンピュータ等のME機器を掲げていない訓練科については、選択によって実施する訓練科目等に応じて必要とするME機器を整備することができるものとする。</u></p> <p>第2 <u>その他の設備</u></p> <p><u>公共職業能力開発施設には、他の訓練課程と共通のものとして、視聴覚設備、保険設備、相談室、学生ホール、図書室、又は運動場等を設けることができるものとする。</u></p>

職業訓練指導員用のパーソナル・コンピュータについても「その他の設備」等として解釈することができるが必ずしも統一されてない。プロジェクト等のプレ

ゼンテーション機器については、できる限り訓練科の要望も勘案しながら訓練用機器として設備の細目に追加してきた。このように明確な規定がない職業訓練指導員用機械やプレゼンテーション機器については、模型等と同様に教示用として教材類の中に入れてはどうかとの意見もある。パーソナル・コンピュータとプリンタは、かつては単独で同数必要とされていたが、ネットワークの普及によりプリンタは共用で教室に1台もしくは2台あれば間に合う。また、CADが普及した現在、A0番の製図器が必要かどうかについても整理が必要と考える。

昨年度の見直し同様、用語の統一や誤字・脱字等についてもチェックしたが、その中でも語句と語句とのつながきを「、」や「及び」、「並びに」との記載がまちまちである。非常に多くの箇所ではこれらの記述が多い。気になる箇所も残されている。

昨年同様の語句の扱いでは、「取り扱い」や「組み立て」等の場合、送り仮名を省略して「取扱い」、「取扱」あるいは「組立て」、「組立」としても使用できるが訓練基準の関係では「取扱い」、「組立て」に統一することとした。ただし、「組立実習」のような場合は送り仮名を付けないこととした。外来語をカタカナ表記する場合は、「コンピューター」、「モーター」のように3音以上であれば原則として「コンピュータ」、「モータ」とし、3音以内の語句の場合はそのままとし、学術用語集に倣うこととした。

技能照査の基準の細目では、程度を表す“知っている”、“よく知っている”あるいは“できる”、“よくできる”といった表現が使われている。この使い分けについては、昨年同様のとらえ方（14ページ「(3) 技能照査の細目」参照）をした。しかし、その根拠を求められ、技能照査合格者は技能士補として技能検定2級に関わることから、技能検定2級の細目から“〇〇ができる”と“〇〇がよくできる”の区別を行い、その関連検定がない場合等については、今までとおりの内容に留めた。

いずれにしても、技能照査の基準の細目にある「よく知っている」と「知っている」との区別、及び「よくできる」と「できる」の区別については、分野、系を越えて表現や表記をどこまで統一できるか、検討する必要がある。

また、144科のうち約3割の科は設置されていない。他の法令等との関係もあり科の統廃合はすぐには難しいが訓練基準がある限り見直さなければならない。

1-5 謝辞

今年度は4回の基礎研究会を開催し、認定校に対してのアンケート結果や厚労省による都道府県の職業能力開発主管課に対してのアンケート調査結果、委員の方々からの訓練状況、ヒアリング調査結果等を訓練基準の見直しに係る情報としました。特に、アンケート調査では多くの方々から訓練基準の見直しに係る要望や意見をはじめ、訓練の実施状況等についてお聞きすることができました。併せて、ヒアリング調査にもご協力いただきました職業訓練法人並びに認定校の関係者の方々及び都道府県の職業

能力開発主管課並びに職業能力開発施設に感謝申し上げます。

最後に、基礎研究会にご出席していただいた委員の方々に感謝すると共に、委員が所属する所属施設の関係者に御礼申し上げます。委員の方々には多大なご負担をおかけしました。委員の方々からの現場の状況、訓練の実態等の紹介が訓練基準の見直しに大いに役立ちました。限られた委員の陣容で幅広い訓練分野を見直すには、現場経験と企業等の訪問等の経験のある各委員の意見が何よりも参考となりました。改めて、御礼申し上げます。

< H 2 8 委員の感想 >

- 普段は職業訓練現場での業務のため、民間現場サイドの情報については疎い部分があり、本研究会に参加するにあたり少々不安がありました。研究会では、様々な現場でご活躍されている委員の方たちと議論することができ、職業訓練サイドと民間現場サイドの互いの良い意見を吸い上げ、カリキュラムに反映することができたと思います。個人的には自分の知識のなさに気づかされる一方、勉強になることがたくさんあり、大変有意義な時間を過ごすことができました。関係者の皆様方へ感謝申し上げます。
- 委員の任命を受け、現在現場を離れていることもあり、自分の見識の範疇で参加してよいのかという不安もありましたが、他の委員の方々に支えられ、無事に努めることができました。更に精査すべき箇所があったのではないかという思いもありますが、4回の会議を重ねることで、現行の訓練現場に即した内容へ改定ができたと思います。また、この会議を通して、職業訓練基準の改定に携われたことは、基準の意義や意味、産業動向等、自らの見識を再整理できたことは勿論のこと、公共職業訓練に対する新たな発見や意識の向上等が図れ、意義深いものとなりました。今後も、このような機会があれば率先して関わりを持ち、研鑽を怠らず、職業訓練の発展のため微力ではありますが、寄与できればと思います。

最後になりましたが、アンケートに御協力いただいた都道府県の方々をはじめ、基準委員や事務局の方々等、関係各位の皆様、この場をお借りして深く御礼申し上げます。